

収容・送還に関する専門部会（第5回）
難民支援協会 ヒアリング資料
「収容・送還の課題 – 難民保護の視点から –」

2020年1月16日
認定NPO法人 難民支援協会
代表理事 石川えり

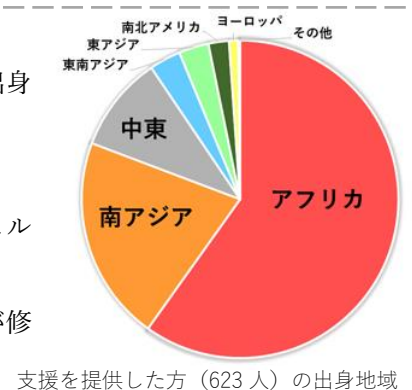
【難民支援協会（JAR）とは？】

日本に逃れてきた難民を支援する認定NPO法人。1999年設立。難民認定のための法的支援や医食住などのセーフティネットを確保するための生活支援、自立に向けた定住支援を行い、さらに難民を受け入れることができる日本社会を目指し、政策提言や広報活動を行っている。これまでに約70か国・6000人以上へ支援を提供。

2018年度（2018年7月～2019年6月）の支援実績

1年間で62カ国から逃れてきた623人に、のべ3,606回の個別支援を提供。出身国は引き続きアフリカ諸国の方が多く、全体の6割を占めている。

- 法的支援：JAR事務所や収容施設で1,407回の相談を実施。
- 生活支援：生活相談を1,300回実施。ホームレス状態に陥った62人にシェルターを提供。宿泊費の支援、緊急支援金や食事を提供。
- 就労支援：180時間の就労準備日本語プログラムを62人に提供（49人が修了）。企業とのマッチング等を通じ、44社で計54人の就職を実現。



【ご提案】収容・送還に関する議論に対する、“庇護を要する者を適切に保護”するための政策の優先

「難民認定制度に関する専門部会」が2014年に行った提言の半分近くは実施されておらず（参考資料 p.1）日本の難民認定状況は未だ十分に質が高いものとは言えない。このような状況下で送還を促進するための措置を実施することは、難民として保護されるべき者を誤って送還する危険性を孕むものである。また、難民申請者が収容されていること自体が、難民申請者の心身を蝕み、難民認定手続を困難にしている。よって“庇護を要する者を適切に保護”するための政策、具体的には「2. ご提案」の3項目の実施を経たうえで、当部会での議論やそれを踏まえた措置が実施されるべきである。

1. 背景

1) 難民認定制度と、収容・送還に関する議論の関連

- 被収容者1,246人（2018年末現在）のうち、577人（約46%）は **難民申請中**¹
- “送還忌避被収容者”858人（2019年6月末現在）のうち、582人（約68%）は **難民申請歴あり**²
 - ・157人（約27%）：退去強制令書発付前に初めて難民申請を行った者
 - ・425人（約73%）：複数回申請又は退去強制令書発付後に初めて難民申請を行った者

収容・送還に関する議論の対象に、難民申請者が含まれる可能性が大いにある

¹ 移住連省庁交渉「難民・収容に関する資料請求」（2019）より

² 出入国在留管理庁「送還忌避者の実態について」（2019）より

- 国際法上の原則：ノン・ルフールマン原則（難民条約第 33 条 1 項）
→締約国は、難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見のためにその生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放しまたは送還してはならない。 →入管法第 61 条の 2 の 6 第 3 項
- “送還の回避を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請” について
→2015 年 9 月の「難民認定制度の運用の見直し」で導入され、2018 年 1 月の「難民認定制度の更なる運用の見直し」による変更を経て実施されている「案件振分け」により、濫用・誤用的な申請はすでに減少傾向にある（参考資料 p.2-3）

2) 日本・世界での難民認定状況

下記のような日本の厳しい難民認定状況が、複数回難民申請の背景にあるのではないか

- UNHCR Global Trends 2017 より（下線筆者）：Among countries of asylum with more than 1,000 substantive decisions, protection rates vary greatly, and some countries had very low figures: Gabon, Israel, Japan, Pakistan, and Republic of Korea all had a TPR (Total Protection Rates) of below 10 per cent. Japan stands out as having a particularly low TPR with under 100 positive decisions out of 12,900 decisions made, resulting in a TPR of under 1 per cent.
- 日本における難民認定申請数上位 20 か国の世界での庇護状況（2018 年³）

国名	日本での申請・庇護状況			世界での申請・庇護状況		
	申請者数 順位	申請者数 ※Appeal含まず	認定者数 ※Appeal含む ※カッコ内は 人道配慮	申請者数	認定者数	認定率
ネパール	1	1,713	—	6,620	790	17.4%
スリランカ	2	1,551	—	13,740	2,408	19.3%
カンボジア	3	961	—	1,974	96	15.0%
フィリピン	4	860	—	5,307	56	1.2%
パキスタン	5	720	— (4)	54,526	5,776	13.6%
ミャンマー	6	656	— (1)	28,818	21,355	68.3%
インドネシア	7	634	—	3,607	177	4.9%
トルコ	8	563	—	39,081	9,110	45.6%
インド	9	549	—	29,169	1,969	19.9%
バングラデシュ	10	542	—	28,488	1,794	6.9%
ベトナム	11	527	—	7,928	760	10%
中国	12	308	4 (2)	38,060	9,213	38.5%
カメルーン	13	203	—	12,696	1,809	25.9%
ナイジェリア	14	98	—	59,747	4,338	9.6%
ウガンダ	15	62	1	4,005	565	29.4%
チュニジア	16	58	—	4,744	128	5.9%
イラン	17	56	3	51,454	14,030	45%
ガーナ	18	50	—	5,715	241	3.6%
セネガル	19	49	—	9,628	502	3.8%
タイ	20	40	—	2,414	29	4.8%

³ UNHCR Global Trends 2018、法務省入国管理局「平成 30 年における難民認定者数等について」（2019）より難民支援協会作成

● 日本および主要庇護国での庇護状況（1982～2018年⁴）

		日本					オーストラリア	イギリス	ドイツ	フランス	米国	カナダ
		1982～2005	2006～2010	2011～2015	2016～2018	Total: 2006～2018	2006～2018					
イラン	一次申請	396	160	282	283	725	15,916	39,317	72,305	3,446	7,440	5,970
	難民	55	13	1	4	18	10,925	17,899	35,671	1,712	5,031	2,960
	一次不認定	326	119	181	77	377	4,250	18,836	26,002	1,502	558	591
	人道配慮	49	4	4	0	8	0	1,665	1,813	45	0	0
ミャンマー	一次申請	709	3,105	2,481	2,268	7,764	895	1,877	1,232	96	2,499	125
	難民	117	172	41	1	214	691	957	240	16	1,800	99
	一次不認定	383	2,479	1,733	1,119	5,331	188	922	1,037	12		
	人道配慮	152	1,209	403	9	1,621	0	71	62	2		
スリランカ	一次申請	64	565	1,778	4,715	7,058	12,103	19,261	5,584	29,161	2,618	7,590
	難民	0	1	3	0	*	5,780	6,224	1,642	13,423	1,411	5,957
	一次不認定	59	352	1,304	1,929	3,585	6,919	15,041	2,777	29,329	544	
	人道配慮	4	7	22	14	43	0	471	508	787		
トルコ	一次申請	654	601	3,086	2,901	6,588	1,427	4,342	38,754	22,927	3,939	7,631
	難民	0	0	0	0	0	656	1,472	8,616	6,554	907	4,465
	一次不認定	629	455	1,987	2,332	4,774	466	2,657	20,392	25,036	238	
	人道配慮	23	12	14	15	41	0	243	529	100		

● ケース紹介：ブルクタウィットさん／エチオピア出身（参考資料 p.4）

2. ご提案

送還を促進する措置の実施の前提として、上記のような難民認定状況を改善する必要がある。その具体的な内容として、下記の3点が挙げられる。

① 難民申請者の収容を原則回避するための制度の構築

難民申請者が収容されることにより、弁護士や支援者へのアクセス、証拠収集が不十分なものとなり、認定を得ることがより困難なることが予想される。また、母国での迫害を逃れてきた難民申請者にとって、収容が身体・精神に与える影響は大きく、**収容代替措置（ATD／参考資料 p.5-6）**や**仮放免制度（仮放免制度の厳格化については、参考資料 p.7）**の積極的な活用により、難民申請者が原則収容されないような制度が構築されるべきである。



収容代替措置は、法務省・日弁連・支援団体（なんみんフォーラム）の官民連携によって実施されている。
その根拠となる覚書を、三者が取り交わす様子（2012）

⁴ 法務省入国管理局「難民認定行政：25年の軌跡」（2006）、法務省報道発表資料（各年の難民認定者数等について）、法務省入国管理局「平成29年における難民認定数等について」（参議院議員糸数慶子議員への回答）、令和元年5月29日付け石橋通宏議員質問主意書への政府回答〔内閣参質198第64号〕（2019）、平成30年6月15日付け石橋通宏議員質問主意書への政府回答〔内閣参質196第140号〕（2018）、平成29年6月15日付け石橋通宏議員質問主意書への政府回答〔内閣参質193第146号〕（2017）、平成28年3月24日付け石橋通宏議員質問主意書への政府回答〔内閣参質190第90号〕（2016）、UNHCRオンライン統計データベースより、全国難民弁護団連絡会議作成。なお、「*」は、1以上5未満の数値。難民認定数と人道配慮数は、一次と不服審の合計。斜字は、UNHCR推計値または全国難民弁護団連絡会議による推計値。数値が不明のところは空白。

※ **空港で庇護を求めた者の処遇**について：空港で庇護を求めると、多くの場合、その者は収容され、収容所の外に出ることが長期間にわたって許されないまま、難民申請の結果を待つこととなる。しかし、そもそも庇護希望者が正規の手段で入国することは難しく（偽造パスポートの使用や、目的外の査証の利用など ※ 難民条約第 31 条 1 項参照）、**一時庇護上陸許可⁵** や **仮滞在許可⁶** といった制度の活用により、**空港で庇護を求めた者が収容や退去強制手続の対象とならないような措置をとるべきである。**

② 難民認定手続の改善

難民申請者は、世界中どこの国に逃れても、ある程度の水準の審査によって、難民か否かを判断されるべきである。この観点から考えると、日本の難民認定制度は、特に手続的権利の保障の面において、他国に遅れをとっていると考える。例えば、**一次審査のインタビューにおける代理人の同席** について、国際的には一般的に認められているところ、日本においてはほぼ認められていない。これらの問題から、初回申請で認定されるべき者が認定されず、複数回にわたって難民申請を行う現状が生まれている。

▶ 各国比較：一次審査におけるインタビューの実施方法⁷

	1. 弁護士同伴の可否	2. 録音・録画の有無
Australia	○	○
Canada	○	○
France	○	○
Germany	○	○
Japan	×	×
New Zealand	○	○
Republic of Korea	○	○
United Kingdom	○	○
United States of America	○	×

③ 難民や人道配慮の定義の明確化

2014 年の難民認定制度に関する専門部会による報告書では「保護の範囲が明確化されていない」「難民条約には直ちに該当しないが、国際的に保護の必要がある者の在留を許可する枠組が必要」との指摘がされている。それを具体化する措置として、難民や人道配慮による在留許可の定義・要件の明確化や開示が必要である。特に難民の定義の明確化に当たっては、「迫害」の定義や「十分なおそれ」の程度などに関して、他国で実践されているように、ガイドラインによる明確化が望ましい⁸。

⁵ 特例上陸許可の一種。簡易な手続きにより難民に該当する可能性がある者と判断された者に対して、査証等を求めることなく、一時的に上陸を許可する制度（入管法第 18 条の 2）。2018 年は 2 人が許可された（入管白書より）

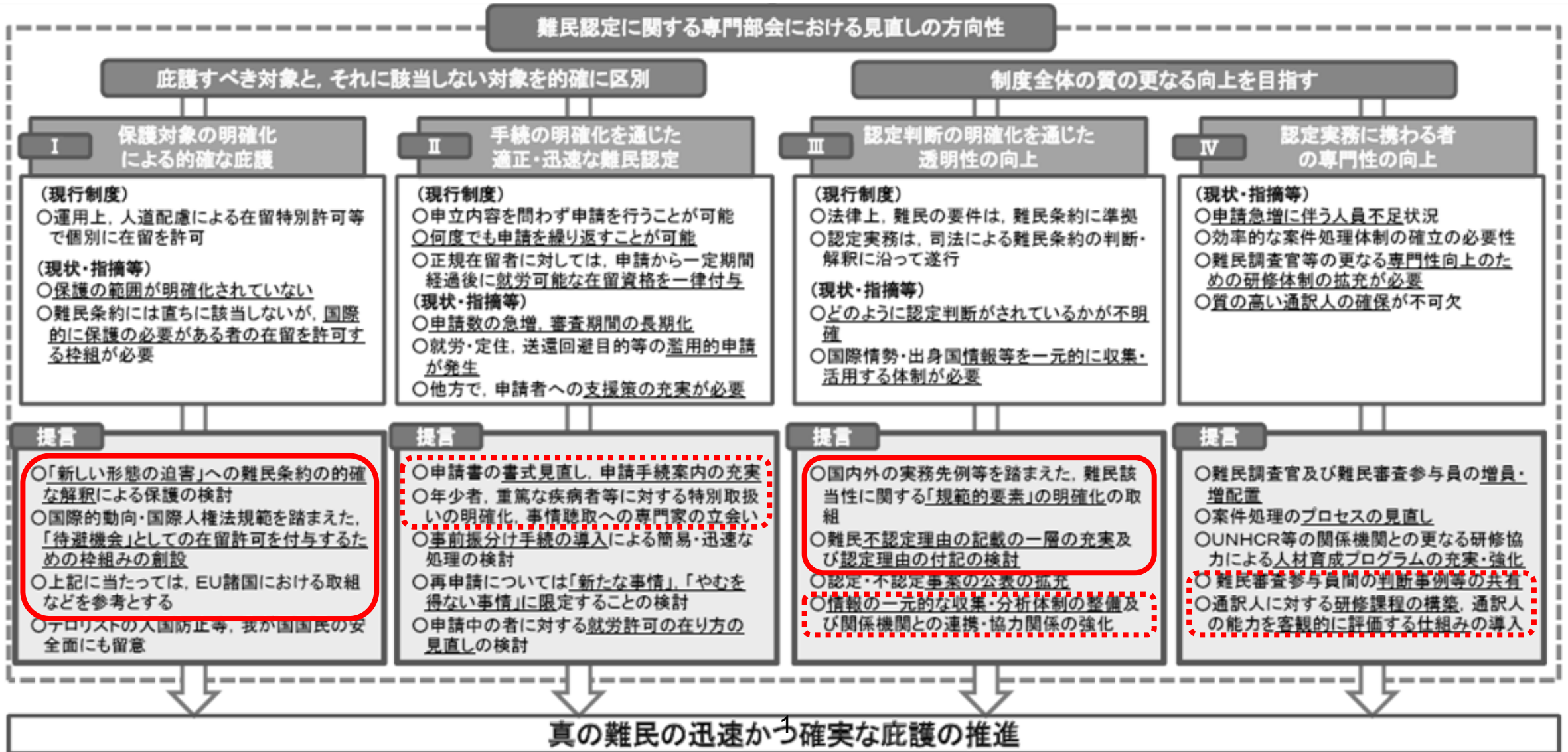
⁶ 在留資格未取得外国人から難民認定申請があった場合に、仮に滞在することを許可する制度（入管法第 61 条の 2 の 4）。許可を得るためには一定の要件を満たす必要があり、仮滞在が許可されている間は退去強制手続が停止される。2018 年は 38 人が許可された（入管白書より）

⁷ 難民研究フォーラム調べ（2019）

⁸ 例えば、カナダ移民難民局 “Interpretation of the Convention Refugee Definition in the Case Law”（2019）、英国内務省 “Asylum Policy Instruction: Assessing credibility and refugee status”（2015）など。

難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告) 概要

のうち、**赤枠(実線)**の項目は実施されておらず、**赤枠(点線)**の項目は限定的な実施にとどまっている



案件振分けについて

2020年1月

2015年9月の難民認定事務取扱要領の改訂により始まった制度。難民認定申請後の2か月で、各案件を以下の4つに分類する。政府は、そのうちB・Cを「濫用」案件としている¹。

1) 振り分け要件一覧²

A	難民条約上の難民である可能性が高い、又は本国が内戦状況にあることにより人道上の配慮を要するもの
	難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張しているもの ①借金問題や遺産相続等主に財産上のトラブルを主張するもの ②帰国後の生活苦や本邦での稼働継続希望等の個人的事情を主張するもの ③地域住民との間に生じたトラブルや暴力事件等に起因する危害のおそれを主張するもの ④その他、難民条約上の5つの迫害理由に明らかに該当しない主張をしているもの、難民条約上の難民である旨主張しないなど難民でないことが明白なもの
	2018年からの追加要件
B	⑤本国の治安情勢等に対する不安を主張しているにすぎないもの（ただし、本国において、違法行為に対する本国政府の保護が一般的に期待できると認められる場合に限る。） 注：「本国の治安情勢等」は、例えば、無差別テロ、不特定若しくは多数の住民に対する恐喝等の不特定若しくは多数人を対象とする違法行為が生じている又はそうした違法行為が生じるおそれがある場合を含み、個別事情の有無は問わない。 ⑥本国政府の政策等に対する不満を主張しているにすぎないもの ⑦本国の政治的又は社会的情勢と明白に矛盾する事情を申し立てるなど、明らかに信ぴょう性がない主張をしているもの
C	再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返しているもの
D	上記以外の案件
	D1 失踪した技能実習生や退学した留学生等本来の在留資格に該当する活動を行わなくなった後に難民認定申請をした申請者や、出国準備期間中に難民認定申請した申請者
	D2 その他

※ 案件振分けと難民認定の関係：

2017年に難民の認定を受けた20人のうち、3人はD案件として振り分けられていた。

¹ 石橋通宏参議院議員提出「難民認定状況に関する質問主意書」に対する2018年6月26日付け内閣参質196第140号答弁書

² 2018年1月12日付「難民認定事務取扱要領の一部改正について」（通達）、難民認定取扱事務要領 第3章「難民認定事務」より難民支援協会作成

2) 振分けに伴う処遇の差³

案件振分けの結果によって、難民認定申請の結果を待つ間の処遇が異なる。A 案件の場合は、在留資格「特定活動」6 か月が付与され、振分け後すぐに就労許可を得ることができる。D2 案件の場合は、在留資格「特定活動」を得ることができるものの、在留期間は3 か月のみで、住民登録ができず、就労することもできない。BC 案件の場合は、在留資格を得ることができない。なお、難民申請者本人は、自分がどの案件に振分けられたのか、その理由も含めて知ることができない。

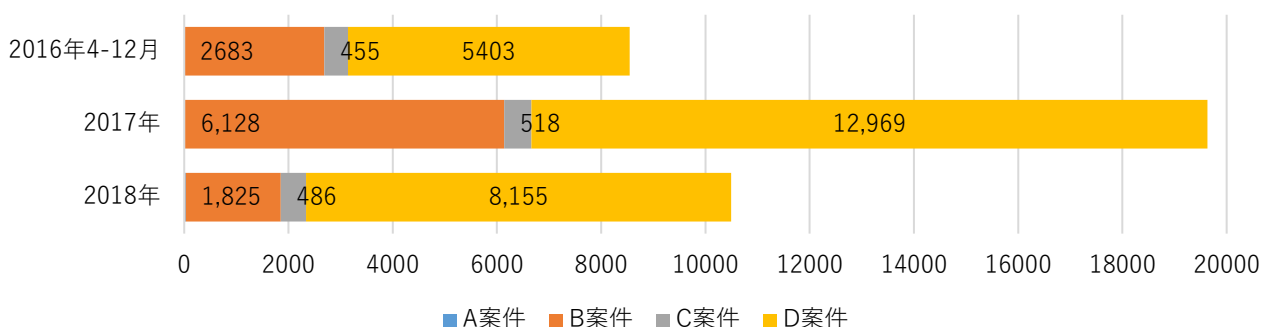
	振分け期間（2月以内）		振分け後6月			6月経過後		
	就労	国保	在留資格	就労	国保	在留資格	就労	国保
A	×	×	○ 6月	○	○	○	○	○
B	×	×	×	×	×	×	×	×
C	×	×	×	×	×	×	×	×
D1	×	×	○ 3月×2	×	×	○ 3月×2	×	×
D2	×	×	○ 3月×2	×	×	○ 6月	○	○

※ 2015年の運用の見直し以前は案件振り分けが存在せず、在留資格を持つすべての申請者が在留資格「特定活動」6 か月を得て、住民登録や、国民健康保険を含む住民サービスを受けることができていた。また、難民申請から6 月後に就労許可を申請することができていた。

3) 案件振分けの状況⁴

2016年4月から2018年12月までの案件振分け状況は下記のとおりである。D 案件が大半を占め、B 案件の割合が2017年から18年にかけて減少している。

	A 案件	B 案件	C 案件	D 案件
2016年4-12月	5	2683	455	5403
2017年	14	6,128	518	12,969
2018年	27	1,825	486	8,155



³ 法務省「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しについて」（2018）より難民支援協会作成

⁴ 石橋通宏参議院議員提出「難民認定状況に関する質問主意書」に対する2018年6月26日付け内閣参質196第140号答弁書、糸数慶子参議院議員提出「我が国の難民認定申請及び迅速処理手続に関する質問主意書」に対する2016年2月22日付け内閣参質192第58号答弁書、法務省入国管理局「平成30年における難民認定者数等について」（2019）より難民支援協会作成。

自由への道－エチオピアと日本の狭間で (ブルクタウィットさん／エチオピア出身)

「I'm a refugee (私は難民です)！」

2007年夏、命がけでたどり着いた成田空港。短期の滞在資格はあったが、エチオピアの公用語であるアムハラ語しか分からず、所持金が日本円にすると十分になかったため、入国を拒否され、その場で收容されてしまった。難民申請をしたものの、数日後に再び空港へ連れて行かれ、エチオピアに送還されようとしていることに気付く。「I'm a refugee (私は難民です)！」ブルクタウィットさんは空港のカウンター前で泣き叫び、力の限り抵抗したという。送還は中止になり收容施設に戻された。逃げるために日本にきたのに、なぜ捕まっているのだろう…。混乱の中で毎日泣き、再び空港に連行される恐怖で一晩も眠れなかったという。

彼女はそのまま成田の入国管理施設で1ヶ月半過ごし、茨城県牛久へ移送された。JR牛久駅からバスで25分、林道を進んだところにある東日本入国管理センターには、在留資格がなく、母国への送還を待つ外国人が收容されている。迫害を受けるおそれのある難民を母国に送還してはならないという難民条約の原則により、難民は難民申請の結果が出るまで送還の対象とならない。しかし、收容所を出るために必要な保証人・保証金の用意が難しいことから、1年以上に渡って收容されることも少なくない。来日してから「外」に出たことがないブルクタウィットさんは日本に何のネットワークもなく、保証人や保証金の手配は当然困難だった。收容所で出会った、ミャンマーやスリランカ出身の難民たちと励まし合いながら、外へ助けを求め続けた。

来日から1年。初めての「外」

1年後にようやく收容施設を出られる仮放免許可がおりた。半年ほど外で暮らし、そろそろ難民申請の結果が出る頃だった。仮放免許可の更新のため入管に出向いたところ、その場で難民「不認定」の結果を言い渡され、あつけなく收容されてしまった。過度のストレスで耳が聞こえなくなり、記憶障害にも襲われたという。すぐに送還の準備が進み、成田に移送されるまで追い込まれたが、再度の難民申請を急ぎ、間際で止めることができた。再申請もあつけなく不認定となったが、弁護士とともに裁判をたたかい、2010年10月に勝訴。難民として認定され、在留資格を得たのだった。来日から3年後のことだった。

「日本からエチオピアのために活動したい」

「認定されて変わったことは、強制送還の心配なく安心して暮らせることと仕事ができること」と話すブルクタウィットさん。といっても、それらがすぐに実現したわけではない。怯えて暮らした日々のトラウマは根強く、認定後も2年ほどはメンタルクリニックを受診した。難民認定からもうすぐ5年。4歳の娘とともに穏やかな日々を送れるようになったのはつい最近のことだ。働きながら、育児に勤しんでいる。先日、日本国籍への帰化を申請し、結果を待っているところだという。日本での地位をより安定させて、エチオピアの平和のために活動するためだそう。日本では空気のように当たり前であり、ありがたみを忘れてしまいがちな自由や平和。それがない状況を経験し、声を上げてきたブルクタウィットさん。その過程で心身ともにぼろぼろになり、ようやく恩恵を享受できるようになったいま、それを社会のために活かしたいという意志は揺るぎない。

(2015年6月11日掲載、2019年12月2日訂正)

日本の空港において難民としての庇護を求めた者に係る 住居の確保等に関する事業の実施状況について

2019年12月6日

特定非営利活動法人 なんみんフォーラム（FRJ）

概要

空港¹において難民該当性を主張する者のうち住居の確保が困難な者について、法務省からの依頼を受けたなんみんフォーラム（FRJ）が住居の確保を行い、一時庇護のための上陸許可申請等の許可を促すもの。2012年2月に法務省・日本弁護士連合会（以下、日弁連）・なんみんフォーラム（FRJ）の三者で取り交わした覚書に基づき、試行期間を経て2014年より本格実施されている。

上記のケース対応に加え、定期的に三者間の情報交換を行っているほか、難民認定申請者への情報提供として、空港や地方入管局に掲示するポスターや難民申請相談案内のためのリーフレットも作成している。

入国からFRJ引き受けまでの流れ

- 法務省からリファーが行われる場合
 - 1) 法務省からFRJに連絡
 - 2) FRJ内で協議し、住居の確保等の支援対象者としての受入れを決定
 - 3) FRJから法務省に連絡
 - 4) 法務省により一時庇護上陸許可／仮滞在許可／仮放免許可がされる
 - 5) FRJの緊急シェルター²に入居し、必要に応じて日弁連の協力を得ながらFRJが本人の各種サポートを行う³

- FRJからリファーが行われる場合
 - 1) 空港にいる本人がFRJや加盟する支援団体、UNHCRにアクセス→庇護希望の意思を確認
 - 2) FRJが空港にて本人と面会
 - 3) FRJ内で協議し、住居の確保等の支援対象者としての受入れを決定
 - 4) FRJから法務省に連絡
 - 5) 一時庇護上陸許可／仮滞在許可／仮放免許可の可否について、法務省による審査がされる
 - 6) 法務省により、上記許可がされた場合、FRJの緊急シェルター⁴に入居し、必要に応じて日弁連の協力を得ながらFRJが本人の各種サポートを行う⁵

¹ 成田国際空港では2011年、羽田国際空港では2014年、中部・関西国際空港では2016年より開始。

² 空室がない場合は、FRJが他の民間シェルターを手配。

³ 本人との面会や住居等を含む具体的なサービスの提供は、FRJに加盟する支援団体が分担・協力して行った。尚、弁護士への依頼は全国難民弁護団連絡会議（全難連）を通じて行われ、日弁連から各弁護士が受任した。

⁴ 脚注2に同じ。

⁵ 脚注3に同じ。

これまでの実績：26件/36名（2011年11月から2019年10月まで）⁶

- 特に脆弱性が高いケース
 - 家族ケース3件/13名（母子ケースや高齢者を含むケースあり）
 - 親を伴わない未成年者⁷2名
- 本措置を受けた者に係る難民認定手続の状況：難民認定4件/4名、人道配慮による在留許可6件/6名⁸、難民認定手続中11件/18名、出国3件/6名、その他2件/2名
- 本措置を受けた者で、その後所在不明となった者：無し
- 対象者の出身国：カメルーン、エジプト、ガーナ、ソマリア、シリア、ウガンダ、イエメンなど計14か国
- 対象となった者の許可の種類：一時庇護上陸許可12件/12名、仮滞在許可4件/4名、仮放免許可10件/20名

⁶ 覚書は2012年2月に締結されているが、パイロット事業開始前に同様の措置をした1件4名が含まれている。

⁷ 入国時の年齢。20歳未満を指す。

⁸ 難民異議申立手続中の者1件/1名、人道配慮による在留許可を受けた後出国した者2件/2名が含まれている。

仮放免に関する主な通達・指示

2019年11月

2010年 7月 30日	<p>退去強制令書により收容する者の仮放免に関する検証等について http://www.jlnr.jp/themes/nyukanshuyo/nyukan-shoyo_hodohappyo_20100730.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 收容が長期化する被收容者が増加する傾向 ● 退去強制令書が発付された後、相当の期間を経過してもなお送還に至っていない被收容者については、仮放免申請の有無にかかわらず、入国者收容所長又は地方入国管理局主任審査官が、一定期間ごとにその仮放免の必要性や相当性を検証・検討することとした ● 被收容者の個々の事情に応じて仮放免を弾力的に活用することにより、收容長期化をできるだけ回避するよう取り組む
2015年 9月 18日	<p>退去強制令書により收容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について（通達） http://www.jlnr.jp/themes/nyukanshuyo/nyukan-shuyo_tsutatsu_20150918.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 傷病者はもとより、訴訟の提起・係属、難民認定申請中、旅券取得困難など送還に支障のある事情を有するために、送還の見込みが立たない者については、更なる仮放免の活用を図ると同時に、所要の体制を整え、被退令仮放免者の動静監視の強化に努める ● ただし、送還の見込みが立たない被收容者であっても、仮放免することが適当でないと明らかに認められる者について、その仮放免の許否判断を慎重に行う必要があることは従前のおり
2016年 9月 28日	<p>被退去強制令書発付者に対する 仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の徹底について（指示） http://www.jlnr.jp/themes/nyukanshuyo/nyukan-shuyo_shiji_20160928.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仮放免の適正化に向け、積極的かつ厳格な運用に努めるように改めて指示 ● 依然として被退令仮放免者の仮放免条件違反やその疑いのある者が散見されているところ、動静監視を実施するに当たっては、入国審査官と入国警備官が協働して動静監視を実施する体制を構築するなど、動静監視の体制や手法に工夫を凝らし、適切な運用に努めるよう徹底願う
2018年 2月 28日	<p>被退去強制令書発付者に対する 仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示） http://www.jlnr.jp/themes/nyukanshuyo/nyukan-shuyo_shiji_20180228.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仮放免を許可することが適当とは認められない者（注3）は、送還の見込みが立たない者であっても收容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで收容を継続し送還に努める （注3）「仮放免を許可することが適当とは認められない者」とは、次に掲げる者又はそれらに相当する者をいい、特に①から④に該当する者については、重度の傷病等、よほどの事情がない限り、收容を継続する。 ④ 出入国管理行政の根幹を揺るがす偽装滞在・不法入国等の関与者で悪質と認められる者 ⑤ 仮放免中の条件違反により、同許可を取り消し再收容された者 ⑥ 難民認定制度の悪質な濫用事案として在留が認められなかった者 ⑧ 仮放免の条件違反のおそれ又は仮放免事由の消滅により、仮放免許可期間が延長不許可となり再收容された者

難民支援協会 2018年度 年次報告書

JAR ANNUAL REPORT 2018.7-2019.6



20th
Anniversary
Since 1999

Challenge NEXT 20 Years

次の20年も、難民のために、皆さまとともに。

1999年、小さなオフィスのたった一つの机からはじまった

私たち難民支援協会(JAR)は、2019年7月に設立20周年を迎えました。

これまで6,000名を超える難民を支援することができたのも、

私たちの活動にあたたかな手を差し伸べてくださった支援者の皆さまのおかげです。

20年という時間の中で、時代は変わり、難民を取り巻く環境も変化を続けてきました。

私たちは、その時流に対応しながら、難民を可能な限り支え、社会に対する働きかけも続けてまいりました。

しかし「難民が新たな土地で安心して暮らせるように支え、ともに生きられる社会を実現する」という

私たちの理想には程遠いというのが、残念ながら、現実です。

課題は、まだまだ山積みです。でも、私たちはこれまでもそうしてきたように、

あきらめることなくチャレンジを続けてまいります。

一つひとつの積み重ねが、難民一人ひとりの希望を支え、社会の未来を変えていくと強く信じて。

これからもJARへのご支援を、どうぞよろしくお願いいたします。

代表理事 挨拶 /

認定NPO法人 難民支援協会 代表理事

石川 美穂



「そんなことできこないよ」と、団体設立に際して言われたことを思い出します。

大きな後ろ盾があるわけでもなく不安もありましたが、日本に

滞在している難民の方々の苦渋を傍観するにたえず、同じ人間として支援したいという強い思いでスタートしました。

20年間、変わらずに目指してきたのが、一人ひとりの難民に寄り添うこと。自立する力を引き出しながら、脆弱性が高い方には可能な限り支援を提供してきました。難民の方やスタッフの笑顔の何十倍も、難民の方々の涙、怒り、絶望といった苦しい感情を、一人ひとりへの支援のなかで受け止めてきました。難民として認定されず途方に暮れている、まさか日本でホームレスになるとは思わなかった。達成感よりも無力感を感じることもの方がはるかに多い20年でした。

しかし、絶望的な状況のなかでも歩みを止めない。それが私たちの続けてきたことです。最後の砦として活動しなくては、という使命感に突き動かされ、20年間で70カ国・6,000人以上の方に支援を届けることができました。

また、直接的な支援だけでなく、この状況を変えていくために、ともに生きる社会をつくることも目指して活動してきました。「難民アシスタント養成講座」の開催は40回に達し、修了生は3,000人を超えています。毎月継続してご寄付をくださる「難民スペシャルサポーター」も1,000人を超えました。多くの企業・団体の皆さまからもご支援をいただき、初めて現在の規模で活動することができます。

東日本大震災の際、被災地へボランティアにいったある難民の方はこう仰いました。

「自分は日本社会の一員で、社会が大変な時に助けるのは当然のこと」。

すでに日本社会のなかにいる、難民の人たちとともに暮らしていくために、私たちはこれからも支援と、社会をつくることの両輪で活動を続けていきます。皆さまのお力添えを引き続き、よろしくお願いいたします。

20th
Anniversary
Since 1999

20周年特設ウェブサイト refugee.or.jp/20th/

支えてくださった皆さまへの感謝の気持ちをこめて、20周年特設ウェブサイトを開設いたしました。これまで支えてきた難民の方のストーリーや、難民支援協会がたどってきた道のりからこの20年を振り返ります。ぜひご覧ください。



難民支援協会のこれまで /

1999 難民支援協会設立

「なかなか難民として認定されることがないまま日本に滞在している難民の苦渋を傍観するにたえず、同じ人間として支援したい」(設立趣旨書より)という思いから、有志が立ち上がり、スタッフ1名、机1つでスタートしました。

2001 アメリカ同時多発テロ

テロの影響で、アフガニスタン出身の難民の不当収容が相次ぎ、仮放免に向けて弁護士と奔走しました。

2002 北朝鮮難民駆け込み事件

中国・瀋陽の日本総領事館に、北朝鮮からの難民が逃げ込もうとし捕らえられました。日本は難民に冷たいのかという世論が大きく高まり、その後押しを受けて、入管法改正に向けた政策提言を開始しました。

2004 入管法改正

「出入国管理及び難民認定法」における難民に関わる規定の一部が改正され、申請期間の制限の廃止、難民参与員制度の導入など、難民認定制度に関する初の法改正が行われました。

2009 外務省、難民申請者への保護費支給を打ち切り

リーマンショックに続き、支援も打ち切られ、困窮する難民が急増。他団体と連携して緊急キャンペーンを実施、多くの方からの支援をいただきました。困窮した難民を地域で支援する必要性から、コミュニティ支援を開始しました。

2011 東日本大震災で被災地支援を実施

震災後には、被災した難民コミュニティへ支援を行う一方、「被災地のために何かしたい」「現地に行って困っている人を助けたい」という難民の声を聞き、難民を含むボランティアを組織、被災地に派遣し瓦礫の撤去などを行いました。

2014 年間の難民申請者数が5,000人を超える

シリア内戦の影響で、事務所を訪れるシリアからの難民が目立つようになりました。

2017 事務所移転プロジェクト「難民が安心できる空間づくり」

事務所移転に向けたクラウドファンディングを実施し、建築士の協力を得て、十分なスペースがあり音漏れやリラックスできる環境に配慮した、新しい事務所を実現しました。同年、シリア難民の留学生留学生受け入れ事業を開始しました。

2018 難民認定制度における運用の見直し

難民申請者の就労・在留が厳しく制限されることになりました。

そして2019年—

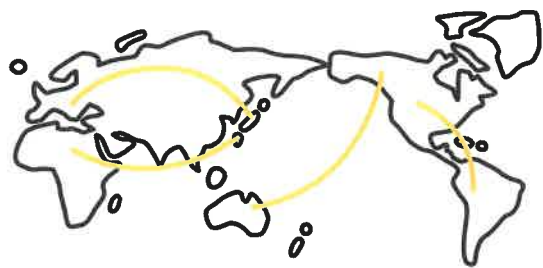
現在は約30名のスタッフが、新たな事務所で、年間約600名、日々訪れる難民の方を支えています。

JAR'S MISSION

難民支援協会(JAR)のミッション

難民が新たな土地で
安心して暮らせるように支え、
ともに生きられる社会を実現する。

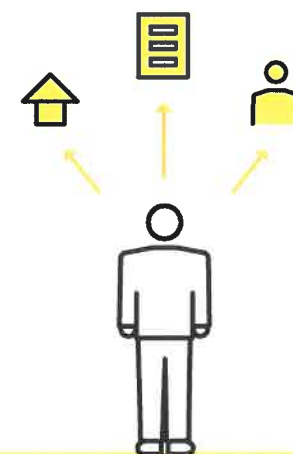
日本にも
世界各国から逃れてきた
難民が暮らしています。



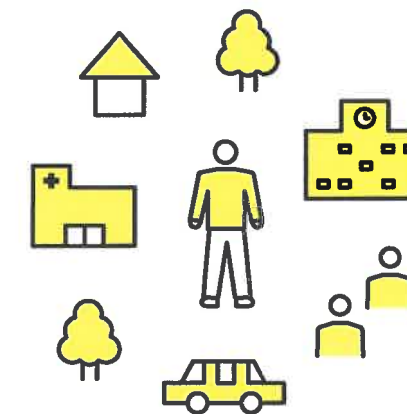
来日後の難民は、頼れる先が
何もなく、お金も家も仕事もない、
厳しい現実と直面します。



家や仕事を見つけて、
なんとか生活しているものの
社会で孤立した状態が続いています。



地域社会のなかで
つながりを持ち、安心して
暮らせることを目指します。



JARの取り組み

来日後から
自立に至るまでの道のりに
寄り添います

現場の経験を生かし
社会へも働きかけます

法的支援

生活支援

政策提言

就労支援

コミュニティ支援

広報活動

世界には、紛争や人権侵害などで故郷を追われる人がいます。
「難民」となる前は、仕事や家があり、大切な人たちとの日常がありました。
難民保護とは、人としての当たり前の日常が回復され、
一人ひとりが社会に受け入れられることだと、私たちは考えます。

日本に逃れてきた難民が保護されるために、難民保護の専門集団として、
難民一人ひとりの来日後から自立に至るまでの道のりに寄り添います。
そして、難民を受け入れられる社会を目指し、
個人、地域、企業、政府など、社会を構成する人たちに働きかけます。

「難民」と「社会」。

私たちは、よりよい難民受け入れを目指し、それぞれに対して向き合っています。

難民を受け入れられる社会へ

ACHIEVEMENTS OF JAR FY 2018

2018年度の実績 (2018.7.1 - 2019.6.30)



62 力国

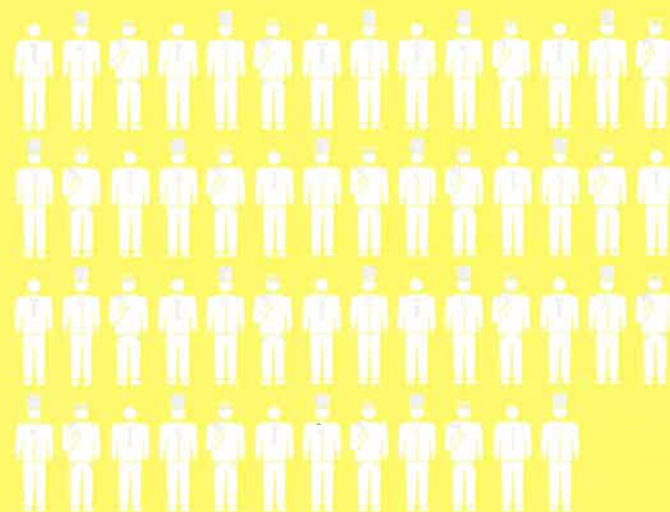
相談を受けた難民の出身地域はアフリカ、南アジア、中東を中心に多岐に渡りました。

→ P.10-13

44 社 54 名

就労準備日本語プログラムを継続して実施、多くの修了者が就職につながりました。

→ P.12



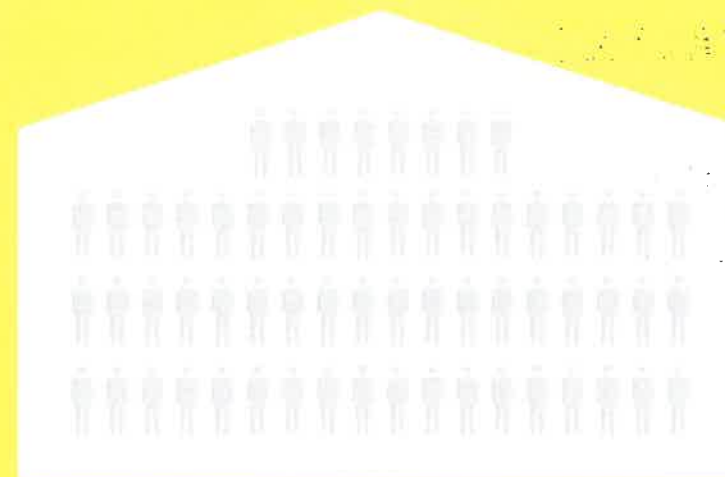
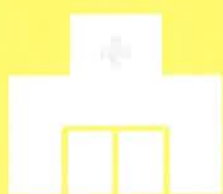
63 人

収容所 (茨城県牛久・東京都品川・空港関連施設) に留め置かれている難民に面会しました。

75 人 201 件

病院との交渉や診療費の支援を通じて、医療につなげました。

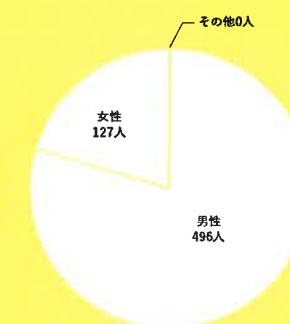
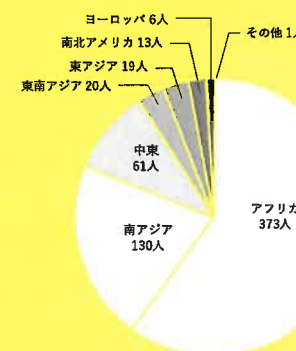
→ P.11



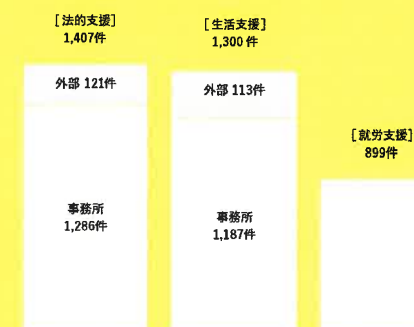
62 人

ホームレスの状況にある難民に対してシェルター (宿泊場所) を提供しました。

→ P.11



623 人



3,606 件

難民申請の手続きや日本での生活についてカウンセリングをおこない、個別に支援を提供しました。 → P.10-12



【コミュニティ支援】

約 1,000 人*

集住地域における勉強会の開催や災害時の対応など地域社会と難民を橋渡しする、さまざまな取り組みを行いました。

*各難民、難民コミュニティ、関係機関、地域住民を含む(のべ)

→ P.13



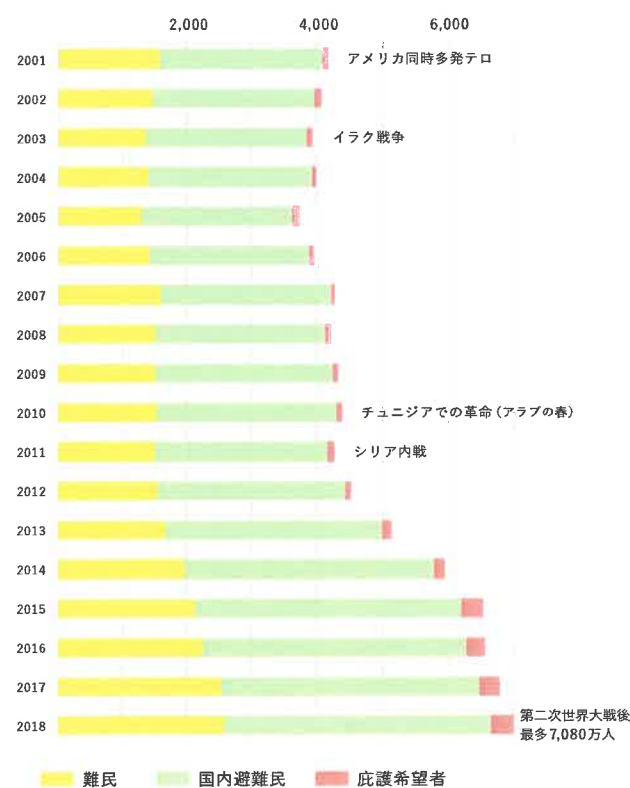
世界の動向 GLOBAL TRENDS



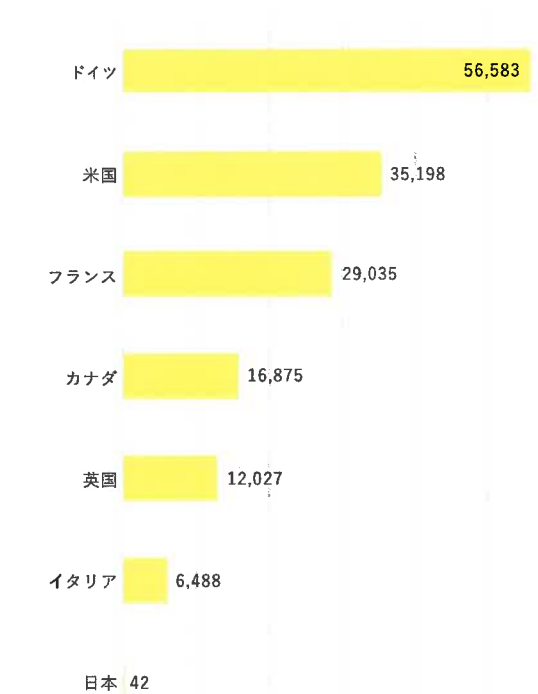
紛争や迫害によって故郷を追われた人は7,080万人にのぼります(2018年末時点)。7年連続で第二次世界大戦以降、最悪の状況を更新し、20年前の倍となりました。その内訳は、安全を求めて国境を越えた難民が2,590万人、国内避難民が4,130万人、難民申請者が350万人です。難民の半数は18歳未満で、逃れる過程で親を亡くすなど一人で生き延びることを余儀なくされている子どもも少なくありません。難民は世界各地で生まれていますが、多い順にシリア、アフガニスタン、南スーダン、ミャンマー、ソマリア、スーダン、コンゴ民主共和国、中央アフリカ、エリトリア、ブルンジと続き、アフリカ諸国が上位10カ国中7カ国を占めています。ミャンマーからの難民には、2017年に70万人以上が避難を余儀なくされたイスラム系少数民族ロヒンギャが多く含まれています。さらに、2018年からベネズエラの難民が急増しています。避難の長期化も深刻で、5人に4人が5年以上にわたって避難生活を送っています。難民にとって最も望ましいとされる、「平和になった故郷への帰還」が困難ななか、8割の難民は、出身国の周辺国で暮らしており、トルコが最多の370万人を受け入れています。一方、先進国が受け入れている難民の数はわずか16%。第三国定住(一次避難国で十分な保護が受けられないことなどを理由に他国へ行くことを希望する人を、

受け入れに同意した第三国が受け入れる枠組み)においても、昨年140万人の難民が希望したにも関わらず、実際に受け入れられたのは、その7%に満たない約9万人でした。先進国が受け入れ目標を立てるといった対策もとられました。しかし、十分ではなく、故郷を追われる人が増え続けるなか、受け入れが低所得国に集中する構造には限界がきています。このような事態を受けて2018年12月、国連総会で「難民に関するグローバル・コンパクト」が採択されました。受け入れの負担と責任を分担する必要があるという各国の認識を形にしたもので、受け入れ国の負担軽減、難民の自立促進や第三国定住の拡充などへの支援を目的としています。これらについて各国が具体的な行動を公約し、4年ごとの閣僚級会議や中間会合を通じて実施状況を評価していくこととなりました。また、国家や国際機関に加えて、難民、受け入れコミュニティ、自治体、市民社会、宗教組織など社会全体で取り組む必要性が明記されています。グローバル・コンパクトに法的拘束力はなく、成果は各国の取り組みに依ることとなり、不十分な点もあります。しかし、181カ国が賛成してできた協定であり(アメリカ、ハンガリーが反対票を投じ、3カ国が棄権)、今後の難民問題への対応の基礎となるでしょう。閣僚級会議の第1回は2019年12月に行われる予定です。

全世界で避難を余儀なくされた人の数 [単位]万人



各国の難民認定数(2018年) [単位]人



出典: UNHCR Global Trends 2018 から作成

日本の動向 TRENDS IN JAPAN

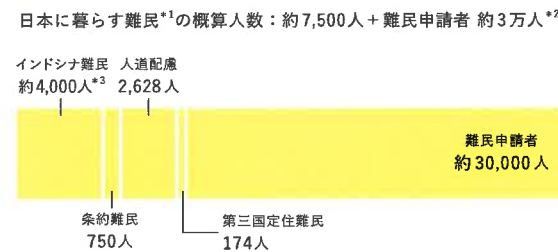


日本では2018年に10,493人が難民申請をしました。2010年以来、初めての減少です。これは、2018年1月に法務省入国管理局(現出入国在留管理庁)より発表された「難民認定制度の運用の更なる見直し」によって、難民申請者の就労や在留を制限する政策が実施されたことによるものとの指摘がありますが、その他の要因も含め、どのような事情で申請が減少したのか検証が必要です。一方、難民認定数は42人と前年よりは多くの人が難民として認定されました。同性愛を理由とする迫害から逃れた人を初めて認定するなど前向きな変化の兆しもみられるものの、依然として厳しい状況です。より適正な手続き基準の導入、国際基準に合わせた認定基準の見直し・公表が求められます。また、難民申請者にとっての命綱である「保護費」の改善も喫緊の課題です。保護費とは、困窮している難民申請者に向けて外務省の予算から支給されている支援金ですが、審査に平均40日かかっており、その間に路上生活に陥る人が絶えません。審査基準が厳格で必要とする人がアクセスできないケースも多くあります。収容についても、引き続き多くの問題が起きています。国際的には、難民申請者の収容は原則すべきではないとされてい

ますが、日本では難民申請者を含めて、在留資格のない人は出入国在留管理庁の施設に収容される可能性があります。空港で庇護を求めた人もほとんどが在留資格を失って収容されています。収容は全国で増加、長期化傾向にあり、著しい体調不良を訴えても適切な治療を受けられないなど医療へのアクセスの問題に加えて、自傷行為やハンガーストライキが絶えず、収容の長期化が被収容者の心身に多大な影響を与えていることが懸念されます。一方、難民問題の深刻化を背景に実効性のある国際社会による取り組みがいつそう求められるなか、日本政府は2020年度からの第三国定住(世界の動向を参照)による難民の受け入れについて拡大する方針を示しました。政府は2010年に制度を始め、タイ、マレーシアから年間約30人のミャンマー(ビルマ)難民を受け入れてきました。今回、年間の受け入れ数を30人から60人にし、5年後を目途に年間100人程度またはそれ以上への拡大を目指す等の方針が示されました。左記の国連総会におけるグローバル・コンパクトの採択を受け、日本政府には資金提供だけでなく、難民を受け入れていくことが今後ますます求められていくでしょう。

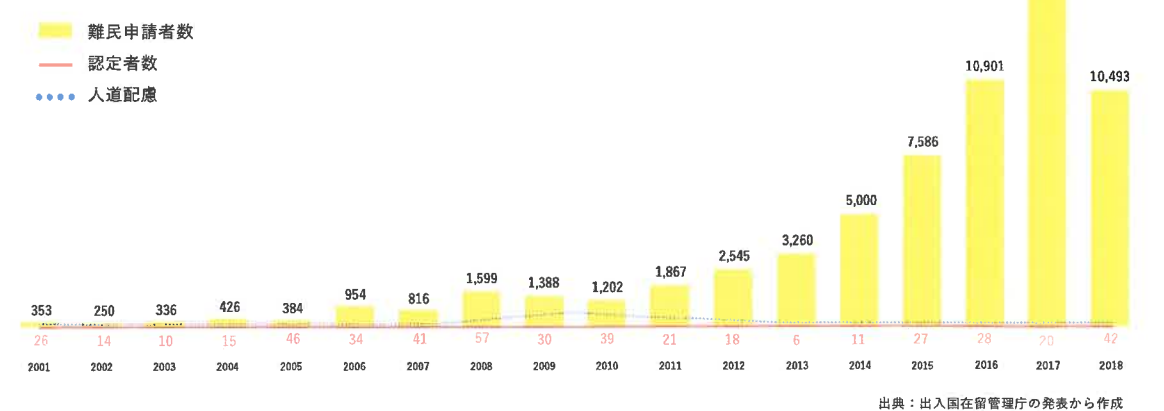
*法務省「難民認定制度の運用の更なる見直し後の状況について」(2018年8月31日)

日本に暮らす難民の内訳



*1 難民申請の結果、人道的な配慮を理由に在留許可を得た人も含む。なお、人道的な配慮は、本国の情勢等を踏まえたものに限らない。
*2 難民申請と審査請求の未済合計数
*3 来日した1万1千人のうち、半数以上は米國などに出国(渡米)在留外国人統計において「難民」という在留資格はなく「難民」の正式な統計は存在しない。認定後に出国した人数も不明である。内訳数字は2018年末時点。出典: 難民支援協会推計

日本の難民申請者・認定者数推移



難民認定のために

弁護士と連携し、保護されるべき人が速やかに難民認定を得られるよう支援します。



逃れた先で「難民」と認定されることは、迫害の待つ母国に送り返されるかもしれない恐怖から解放されることを意味します。人としての権利を回復し、新たに日常を立ち上げるためには、難民認定を得ることは非常に重要です。日本の難民認定基準は極めて厳しいですが、JARは、保護されるべき人が難民認定を得ること、そのために必要な弁護士などの協力者を開拓することに取り組んでいます。

事業内容

- ・難民条約や申請手続きの情報提供
- ・難民認定申請書類の作成サポート
- ・収容所にいる難民申請者への面会
- ・プロボノ弁護士／事務所の開拓と連携強化

協働先

- ・弁護士
- ・法律事務所
- ・通訳、翻訳者 など

事務所での
相談件数

1,286件

収容施設や法律事務所
での支援件数

121件

REPORT 01

難民一人ひとりのニーズに応じた法的カウンセリング実施



JARには、1日平均15人の難民があらゆる相談のために訪れます。来日直後で難民申請の方法が分からない人から、20年以上日本に滞在しているものの在留資格を得られていない人まで状況は多岐にわたります。また、2018年1月から難民認定制度の運用が見直しされ、難民申請者に大きな影響をもたらしました。申請後2ヶ月以内に行われる振り分けの結果が、その後の在留資格や就労資格を左右します。申請者の多くは運用の見直しを知らず、知っていたとしても十分に内容を理解していないことが多いため、カウンセリングで制度について丁寧に説明し、それぞれが置かれている状況を適切に理解できるよう支援しました。

REPORT 02

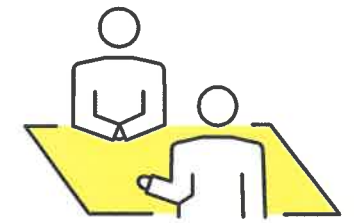
難民認定を得るための出身国情報収集と弁護士連携強化



難民認定を得るには、申請手続きの初動段階から出入国在留管理庁に対して、出身国情報や自らの迫害を裏付ける証拠書類を提出することが重要です。今年度は、JARに相談の多いアフリカ諸国を中心に、申請理由に沿った出身国情報や各国の判例を集めて日本語に翻訳し、出身国情報のパッケージ化を進めました。パッケージにより、難民申請の案件を既に受任している弁護士の負担を軽減し、経験がない弁護士も受任しやすくするためです。また、法曹関係者向けのトレーニングも実施しました。一人でも多くの申請者が弁護士の支援を受けて難民認定を得るべく、弁護士との連携を強化しています。

生き抜く力を支える

一人ひとりの力を「引き出す」支援を通じて、来日直後の厳しい時期から自立への道のりを支えます。



難民申請の結果を待つ期間は平均2年半。その間、公的な生活支援は十分ではありません。多くの難民は来日して間もなく、今日明日をどう生き延びるかという厳しい現実と直面します。ホームレスに陥る人もいます。JARは、モノやお金を「与える」だけでなく、その人の力を「引き出す」支援を通じて、一人ひとりに寄り添っています。

事業内容

- ・個別のカウンセリング
- ・(カウンセリングを通じた)医食住の確保、緊急支援金の支給
- ・医療機関とのネットワーク拡大
- ・難民同士がつながる場の開催
- ・生活の基本情報を伝えるオリエンテーションの開催

協働先

- ・病院
- ・自治体
- ・フードバンク など

事務所での
相談件数

1,187件

病院同行など
外部での支援件数

113件

REPORT 01

来日直後の緊急期に最低限の生活を営むことを目指した支援



来日直後の難民の多くは、言葉が通じず、助けを求められる知り合いや家族もいないため、非常に困窮します。今晚眠る場所がない、今日食べるものがないなど、人として最低限の生活を営むことができない状態を少しでも回避するため、シェルター(宿泊場所)や食事の提供等を行いました。来日当初は特に出入国在留管理庁や関係機関等に出向く必要があるため、限定的ではありますが交通費などの金銭的な支援も実施しました。また難民認定制度の運用の見直しにより、就労許可や国民健康保険に加入できるまでの期間が長くなったため、体調を崩した方には保険に入っていない場合でも受診できる病院を探して同行し、医療につなげました。

REPORT 02

難民が日本で生き抜くためのカウンセリング実施

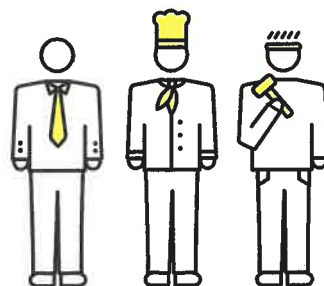


日本で生活するための情報・慣習などを来日当初に知っておきたかったという難民からの要望に応え、難民自身が支援を求められる団体情報、地域でのゴミの出し方、トラブルとなりがちな騒音等の生活慣習、外国人を取り巻く一般事情などをまとめたオリエンテーションを実施しています。難民一人ひとりが抱える生活上の問題をJARが全て解決するというよりも、支援を求められる先を広げ、日本で生き抜く力を引き出すことを大切にしました。日本での在留資格、就労許可の有無、住居環境などの生活状況は一人ひとり異なるため、自らの力で生き抜くことを支えられるような相談支援を行いました。

経済的に自立する

難民の働く意欲と企業のニーズをつなぎ、
難民が安心・安全に働き続けられるよう支援します。

難民申請中の公的支援が十分でない中で、難民は来日間もない時期から生きるために働く必要に迫られます。同時に、多くの人々は、支援に頼ることなく一日でも早い自立を望んでいます。JARは、職業紹介事業の許可を受け、就労資格のある難民と企業をつなぎ、難民が安心・安全に働き続けられるよう支援しています。



事業内容

- ・就労準備日本語プログラムの提供
- ・企業と難民とのマッチング
- ・雇用先の開拓

協働先

- ・企業
- ・自治体
- ・日本語教育関係者 など

就労 相談件数

899件

就職実績

54人

REPORT 01

3年目を迎えた180時間の 就労準備日本語プログラム



難民認定制度の運用の見直し(2018年1月)によって、「就労準備日本語プログラム」の受講時期や企業とマッチングするタイミングなど、自立に向けたスケジュールはより柔軟性が求められるようになりました。日本語学校では1日3時間・合計60日(180時間)の就労準備日本語プログラムを継続。最初の40日間でひらがな・カタカナを、残りの20日間でマナーや社内によく使う表現なども学びます。このプログラムによって難民と企業双方の不安が和らぎ、就職後の積極的なコミュニケーションと良好な関係づくりに寄与しています。今年度は62人が受講し49人が修了。過去の修了生も含めて54人の就職を実現しました。

REPORT 02

20業種50社に広がる 企業と難民のマッチング



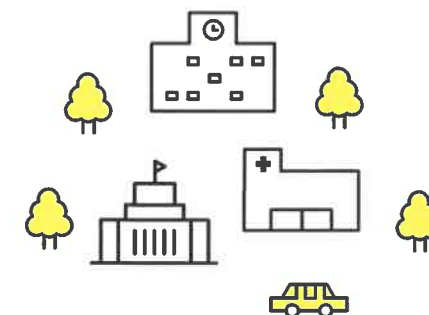
複雑化・多様化する難民のニーズに応えるため、「ジョブフェア」(複数の企業と難民とのマッチングイベント)と、個別就労支援の2軸で進めました。年3回開催したジョブフェアへの参加企業数は2桁を超え、昨年度に未就職だった人と今年度に就職活動中の人に対しては個別に就労支援を行い、20業種50社超で就職が決まりました。

過去のジョブフェアを通じて難民の雇用を始め、今年度のプログラム修了生も雇用した企業が7社あります。修了生の働きぶりが評価され、難民雇用の取り組みが進んでいます。なかには、新たに入社する難民を指導する役職に任命される先輩の難民も生まれるなど、企業の期待も高まっています。

ともに地域社会をつくる

難民が、地域社会の中でつながりを持ち、
ともに生きていける関係性を築けるよう支援します。

日本での生活が長い場合でも、地域社会から孤立してしまう難民は少なくありません。JARは、自治体、学校、病院など、地域社会をつくる人びとと難民を橋渡しし、難民が社会の一員として、地域のなかでつながりを持ち、ともに支えあって生きていけるよう支援しています。



事業内容

- ・難民や地域コミュニティのキャパシティ強化
- ・地域関係者への働きかけと連携強化
- ・難民の孤立解消に向けた取り組み

協働先

- ・自治体
- ・医療機関
- ・学校
- ・地域住民 など

REPORT 01

点から面へ、集住地域の多様な 担い手の対応力の可能性を引き出す



コミュニティ支援では、日本社会の多文化への対応力を高め、難民が地域社会の資源につながり、活用できるように働きかけています。今年度は、地域の対応力の向上を目指して、医療、災害、母子保健、子どものケアなど難民の命に関わる分野を中心に勉強会の実施に力を入れ、医療関係者、災害対応従事者、母子保健関係者、子ども支援従事者・関係者、福祉関係者、住民など約1,000名へ知見を共有しました。特に昨年より難民の収容問題が深刻さを増し、母子が地域に取り残される状況が発生していることを受けて、子ども支援団体との連携や協働に力を入れました。

REPORT 02

被災に備え、難民を含む外国人と 地域へのアプローチ



災害時、難民をはじめ外国人は情報弱者やマイノリティであることで一般の住民に比べて支援が届きにくく、災害関連死の危険性が高まります。しかし、災害における外国人支援のノウハウは十分に浸透しておらず、多様性を配慮した避難所運営が実現しないなど課題は多く顕在しています。そこで、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)をはじめ全国規模で災害支援者を支えるネットワークや、外国人が多く住む地域の担い手とも連携。災害時でも多様性への配慮を意識できるような研修づくりを行いました。また、災害における難民・外国人への配慮・支援についての勉強会の開催にも力を入れました。

具体的な成果事例 OUR ACCOMPLISHMENTS

STORY 01 カウンセリングを通じて 自力で生き抜く力を引き出す

JAR STAFF
支援事業部 マネージャー
新島 彩子



カメルーン出身のケビンさんが事務所を訪れたのは夏が始まる少し前のことでした。日本に頼れる家族や知り合いもない彼に、少しでも安心して寝泊まりができる住居環境を届けたいとシェルター(宿泊所)を提供する予定でしたが、当時は満室。公的支援の申請を何度も行い、受給が決定するまでの約2ヶ月間はホームレス状態での生活を余儀なくされました。難民申請中の暮らしは、安定した生活基盤があるわけでもなく就労資格も制限され、強制送還や収容の恐怖と隣り合わせといった不安定な状況に陥ります。母国での危険から逃れても日本の厳しい難民認定制度や慣習の異なる生活に精神的なショックを受けることもしばしばです。私たちが提供できる支援も限定的ななか、彼・彼女らが生き抜けるよう支えるためには、一人ひとりの持つ力を最大限引き出すことが重要になります。2018年度は1,300件の生活支援に関するカウンセリングを実施。医療機関の紹介・同行や軽食や緊急支援金の提供など物理的・経済的な支援を行いながら、一人ひとりと向き合い、日本でどのように自立していけるか一緒に考えました。カウンセリングだけで解決できることばかりではありませんが、「JARの事務所にいる時は、安全で安心。暗い気持ちで事務所に来て、相談を終えたあとの帰り道はポジティブな気持ちになれる」と言ってもらえることも多く、ときに物理的な支援以上の意味があります。ケビンさんは現在、自身の力でアパートを借り、同国出身の知り合いの紹介により自動車関連業界に就職して落ち着いた日々を送っています。月に1回ほど電話でくれる、仕事や日常についての近況報告は私たちも安心する嬉しい知らせです。

STORY 02 落胆を乗り越え 日本の職場が第二の家族に

JAR STAFF
定住支援部
寺畑 文絵



ジョセフさんはコンゴ民主共和国で政治活動に関わったことから危険が迫り、日本に逃れてきました。母国ではスポーツに関係する専門的な職種に就き、国際的な場で活躍していたため、日本でも同じ仕事を続けたいと希望して、JARの就労準備日本語プログラムに熱心に通っていました。しかし様々な事情からその職種での就職は難しいことがわかると、一時はたいへん気落ちしてしまい、励ます日々が続きました。気丈なジョセフさんは、生きるために仕事をしなければならないと自分を奮い立たせ、ジョブフェアに参加して地方都市にある製造業の工場に就職を決めました。これまでとは違った分野の仕事に当初は不安を感じていましたが、会社はあたたかく迎え入れてくれ、ジョセフさんは自分の仕事に求められていることを的確に把握して、職場に馴染んでいきました。数か月経った頃には同僚らと業務外の付き合いも増え「日々新しい知識を学べるのは楽しい。なにより、一緒に働く会社の仲間たちがこの会社が大好きな一番の理由。会社は第二の家族」と言い、来日当初はホームレスだったことから、ようやく日本で自分のホームが見つかった、今はとても幸せだと話してくれました。日本での生活は望みどおりに進まないことも多いですが、周囲の支えによって前向きに進むことができれば自分の居場所を見つけることができると彼が教えてくれました。



STORY 03 被災した難民の方々への支援は 他の人への支援にもつながる

JAR STAFF
定住支援部 チームリーダー
鶴木 由美子



2018年7月、西日本の集中豪雨で甚大な被害を受けた広島県に暮らす難民の方々への支援を行いました。難民に限らず、日本での生活に慣れていない外国人が被災すると、適切な対処方法を知らなかったり、日本語の壁から十分に情報を得られず、危険な状態に陥る可能性があります。被災した地域に難民の方々が集住していたことから、すぐに現地に赴き個別訪問しました。実際に、多くの方々は最寄りの避難所を知らず、断水が続くなか水を得られず、熱中症になっている人もいました。宗教的文化的な背景から仮設の公衆風呂に行けず、女性は特に衛生上の問題から膀胱炎になる方もいました。水や女性用のビデなどを配布し、支援を得られる近隣の施設や、災害の基礎知識、熱中症の予防法、緊急時に必要な日本語などを伝えて回りました。被災した難民の方々が必要とする特別な支援の多くは、様々な理由で配慮が必要な他の人々にも求められていることです。公衆風呂に行けないのは外国人だけでなく、性的マイノリティの方や障害のある方で介助者の性別が自らと異なる方などにも当てはまります。こうした事例を元に、被災時に地域で支える取り組みについて勉強会を行い、今年度の聴講者は累計千人を超えました。これからも、難民への直接支援に加えて、災害時でも多様性への配慮を意識できる担い手の育成に尽力していきたいと思えます。

STORY 04 難民について食べて知る「M4R」 学内にとどまらない認知啓発に

JAR STAFF
広報部
野津 美由紀



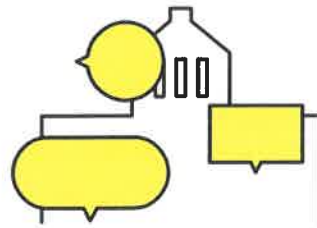
日本における難民問題について、より多くの人に関心を持っていただくための認知啓発事業にも力を入れています。日本で暮らす難民の方々の料理を収録したレシピ本『海を渡った故郷の味-Flavours Without Borders』(2013年出版)を学生食堂で展開するプロジェクト「Meal for Refugees(M4R)」は、5年以上に渡って続き、全国の38校で知る機会をつくってきました。また、寄付つきメニューとして販売され、140万円以上の寄付金にもつながっています。M4Rの開催にあわせて展示や講演会を企画する学校や、近隣の飲食店と連携する学校など、学生主体でさまざまな工夫が凝らされています。今年度は南山大学(愛知県)のM4Rとローソンのコラボレーションが実現し、中部地方限定で商品化されました。ネパールのポークカレーと、ミャンマー(ビルマ)のチキンカレーの2種類を一度に楽しめる商品が約3万食販売され、学内にとどまらない認知啓発につながりました。これからも、日本の難民問題に関心を持つ全国の学生とともに、若い世代への認知啓発に取り組んでいきます。



難民受け入れ政策を促す

難民が適切に保護され、受け入れられる制度の実現を目指し、政府や国会に政策を提言します。

適切な制度の実現と運用を目指して、国会議員・各省庁・自治体など地域を中心に NGO や行政と情報を共有し、互いの取り組みから学び合うことで、日本国内外での難民支援・保護制度の改善に取り組みます。



事業内容

- ・難民保護の制度実現と運用改善に向けたロビー活動
- ・各国・地域で活動する NGO・政府との情報交換、関係構築 など

REPORT 01

難民申請者への保護費の増額を実現



関係団体とともに外務省との協議を通じて、日本政府による難民申請者への保護費^{※1}について、2019年4月より1日あたり1,500円から1,600円へ増額を実現しました。また難民申請者を対象とする公の緊急宿泊施設の利用が2015年度は0人でしたが、2017年度は25人、2018年度は21人が利用できる状況^{※2}へと改善することができました。難民申請者が安心・安全に日本で暮らすためには、公的な制度による支えが欠かせません。難民申請者に対する日本政府の責任が果たされるように、今後も継続して働きかけを行います。

※1 外務省の委託を受けた難民事業本部 (RHQ) が実施。2018年度は審査基準を満たした324人に対して支給。

※2 緊急宿泊施設の利用に関する年度は4月～3月。

REPORT 02

マスメディアとの連携を通じて政策を変える



JARでは全国難民弁護団連絡会議と共催で、マスメディアとの意見交換の場を定期的に設けています。法務省による前年の難民認定数の発表前に開催した記者懇談会では、難民申請者の減少に対するJARの見解や、2018年1月の法務省入国管理局による「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直し」が引き起こした難民申請者の生活の変化について伝え、メディアでの掲載につながりました。また、「難民に関するグローバル・コンパクト」についての報道の活性化を目指して、採択を前に難民研究フォーラムと共催で研究会を開催。その他、個別にメディアへ情報を共有し、政策に関する課題の提起や政策変更を求める発信を継続的に行っています。

難民受け入れの潮流をつくる

難民を受け入れられる社会を目指し、理解と共感の輪を広げます。

日本にも難民が逃れてきていることは、まだ十分に知られていません。難民が日本で直面する課題だけでなく、私たちと同じように「食べたり、寝たり、働いたりする」日々の暮らしがあることを多くの方に知ってほしい。難民のために難民とともに、さまざまな機会を通して伝え、共感の輪を広げています。

事業内容

- ・ウェブサイト、マスメディア等を通じた発信
- ・イベント、講座の開催
- ・難民を伝えるキャンペーンの実施 など



REPORT 01

多様なメディアを通じて日本で暮らす難民への認知を広げる



© 安田菜津紀

日本の難民受け入れに対する認知が十分ではないなか、濫用・誤用的な難民申請についてなど断片的な報道も多く、日本で暮らす難民への適切な理解は依然として課題です。一人ひとりの姿や、日本の制度の課題を広く伝えるため、影響力のある媒体からの取材に応じています。今年度は、テレビや雑誌、全国紙に加えて、朝日新聞社の言論サイト「論座」におけるフォトジャーナリストの安田菜津紀さんの連載「記憶を宿す故郷の味-日本で生きる難民の人々-」に協力するなど、さまざまな切り口で計41件のマスメディア掲載を実現しました。また、ウェブサイト、SNS、メールマガジンを利用して団体独自の情報発信にも積極的に取り組んでいます。例えば、政策に対する見解の発信や、SNSで話題となり情報が錯綜した際に、迅速かつ正確な情報提供を行いました。

REPORT 02

『ニッポン複雑紀行』で引き続き日本の移民事情を発信



© 田川基成

移民・外国人労働者の受け入れ拡大に世論の注目が集まっていることを受け、前年度に立ち上げたウェブマガジン『ニッポン複雑紀行』を継続。難民受け入れにも重要な視点を伝えていきます。外国につながる市井の人々の人生を描きながら、日本社会が単一ではなく「複雑」であることを直視してこなかったことにより生まれているさまざまな課題を取り上げました。各記事がインターネット上で話題となり、大きな反響をいただいています。運営費用を募った際には、250人以上の読者に応援いただきました。

[今年度、反響の大きかった記事]

- ・「日本人」とは何か? 「ハーフ」たちの目に映る日本社会と人種差別の実際
- ・酒の席での説教から「日本人だねえ」という謎の褒めまで。外国人社員の目に映る「日本の職場」の不条理な現実
- ・自分は何者なんだろう。「非正規滞在」を経て、私は日本で看護師になった



新たな形の難民受け入れを開拓する

民間主導による難民受け入れを通じて、より積極的な難民受け入れを呼びかけます。

シリアは2011年に内戦が始まって以来、難民となる人が最も多い国で、約1,320万人が国内外に避難を強いられています。シリア事業では、高等教育の機会が限定的、もしくは中断せざるを得なかった若者を民間主導で日本に受け入れ、難民受け入れの新たな形とその可能性を示すと同時に、より積極的な受け入れを日本政府と社会へ呼びかけます。また、政府によるシリア人留学生受け入れ事業の一部を受託しています。

REPORT 民間主導による新しい難民受け入れを広げる

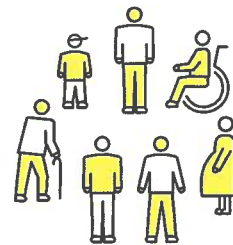


薬局にてインターン経験を積む
沖縄在住のシリア難民留学生

民間主導での難民受け入れ事業は3年目を迎え、首都圏・関西・沖縄の各日本語学校、大学機関でのシリア難民の受け入れは合計17名となりました。初年度に来日した1期生は日本語学校を卒業し、3名が大学、2名が専門学校に進学。2期生の2名が学ぶ沖縄では、地元で根差した受け入れが進んでいます。難民の留学生を受け入れる大学とシンポジウムを2回共催し、当事業での経験と課題を共有しました。留学等による「補完的な受け入れ」を難民受け入れの一つの道筋として位置づける国際的な潮流もあり、今後も民間での取り組みを示し、日本社会に浸透させていきます。

人道支援 HUMANITARIAN ASSISTANCE

支援が行き届く仕組みをつくる



だれもが支援から取り残されない仕組み作りを通じて、災害への備えに取り組みます。

母国を追われ、日本社会のセーフティネットからも抜け落ちてしまう難民を支援するなかで、JARが常に意識してきたのは「支援の行き届きづらい人を、どう支援するか」という視点です。これまでの経験の蓄積を活かして、人道支援の分野で事業を行っています。

事業内容

- 脆弱性の高い人々が取り残されない災害対応の仕組みづくり
- 被災地における多様性に着目した支援の実施 など

REPORT 災害時に難民を含む外国人や支援を必要とする人が保護されるために



災害時には官民の垣根を越えて多くの関係者が連携して支援が提供されますが、必要な人に適切な援助が届くためには、最低限の基準の理解が重要です。JARは難民支援の経験を生かし、「支援の質とアカウントビリティ向上ネットワーク(JQAN)」に参加し、援助の国際基準であるスフィアハンドブック2018の日本語訳に関わりました。JARが翻訳を行なった2011年版から工夫が凝らされ、国内の災害現場でも使いやすい内容となりました。

また、実際の支援の現場での多様な人々の保護が実現するよう、「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)」などの場にも参加しています。

メディア掲載実績一覧 MEDIA COVERAGE

難民問題を取り上げたい記者からの取材に応えたほか、JARからも企画提案を行い、年間で41件のメディア掲載が実現。影響力を増しているインターネットメディアにも多数掲載されました。

(抜粋)



新聞
NEWSPAPER

2018	8.31	Refugee applications plunge 35% in six months with tougher screening process / The Japan Times
	10.30	「一番行きたい場所だった」 難民留学生、日本での日々 / 朝日新聞
2019	1	[寄稿]「難民グローバルコンパクト採択：国内の難民保護にも反映を」 / ※複数紙掲載 (秋田さきがけ、佐賀新聞、徳島新聞、静岡新聞、北海道新聞、神奈川新聞)
	3.28	「難民認定、不十分」支援団体など懸念 法務省の判断、覆す事例も / 朝日新聞
	5.10	東京アンブレラ基金 路頭に迷う人、ない街に 宿泊費工面へ、8団体が寄付呼び掛け / 毎日新聞



雑誌
MAGAZINE

2018	7.10	本来、難民問題と人手不足問題はまったく別のもので / 熱風 7月号
	8.1	日本社会に暮らす多様な難民の声を聞きたい / THE BIG ISSUE JAPAN 340号



テレビ
TV

2018	7.4	外国人とニッポン 第2回「故郷を追われて 難民はいま」 / NHK「ハートネットTV」
	8.2	急増する「難民申請」制度見直しで「難民」は / NHK「ニュースウォッチ9」
	11.2	シリア難民 留学生としての受け入れ / NHK「おはよう日本」
2019	5.23	フューチャーランナーズ / フジテレビ



ラジオ
RADIO

2019	1.2	JAM THE WORLD NEW YEAR SPECIAL / J-WAVE
------	-----	---



ウェブメディア
WEB MEDIA

2019	2.9~	[連載] 記憶を宿す故郷の味ー日本で生きる難民の人々ー / 論座
	3.27	2018年の難民認定も申請の1%に届かず 支援団体は「不十分」 / Buzz Feed News
	5.27	Japan: 99 percent of asylum seekers rejected / Deutsche Welle
	6.20	難民「収容されても「帰れない」」その意味を考えたことがありますか? / HUFF POST

支援者の声 SUPPORTER'S VOICE

SUPPORTER'S VOICE 01



難民スペシャルサポーター
ロックリー・トーマスさん

私の祖母は1938年にドイツで起きた「水晶の夜」という反ユダヤ主義の暴動の後にドイツからイギリスへ逃げ、難民となりました。戦時中のイギリスで祖母は色々な悩みを抱え、苦しみを経験しましたが、民間の団体から支援を受けることができました。そして現在、日本在住の私はJARの活動を知り、応援したいと思うようになりました。仕事や家族で忙しく、私にできる支援は限られますが、無いよりもましです。将来は日本の難民問題の困難さについて、社会に伝えたいと思います。

SUPPORTER'S VOICE 02



難民スペシャルサポーター
宗像 真奈さん

親として、困っている方に心から寄り添い助け合うことのできる社会を、これからを生きる子どもたちと一緒に作っていきたく願っています。二人の娘はお手伝いをして貯めたお金をJARに募金し、夫は専門分野を生かしたボランティア活動としてのプロボノで、JAR設立20周年に寄せたコピーライティングのお手伝いをさせていただきました。私自身は、せめてものという想いで難民スペシャルサポーターをしております。この国に保護を求めているらっしゃった難民の方々のために尽力しているJARの活動を、これからも家族みんなで応援していきます。

SUPPORTER'S VOICE 03



難民スペシャルサポーター／ボランティア
山口 憲明さん

カナダに赴任の際、ベトナムから流れてきたポートビープルを多く受け入れていたことに感銘を受け、難民支援に関心を持ちました。わずか100年前に多くの移民を南米に送り出した日本は、大変な苦勞がありながらも、その後、日系人として各国で活躍するに至った歴史があります。豊かになった日本が、世界で助けを必要とする人に手を差し伸べる役割は大きく、少子化や人手不足の時代の中で、難民の方々を迎え入れる姿勢こそ日本人自身の国際化につながると考えています。今後も、難民支援活動として語学や他の面でもお役に立てればと思います。

JARスタッフ JAR STAFF

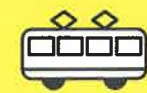


毎月のご支援が
難民の命と未来を支えます

難民スペシャル
サポーター

1,500円あれば

難民申請手続きのための交通費を支払えます



3,000円あれば

路上生活に耐えている難民が宿で一泊休むことができます



5,000円あれば

成田空港に向き留め置かれた難民に面会できます



お申込みはこちら  www.refugee.or.jp/nss  03-5379-6001 [広報部]

皆さまからのご寄付は、寄付金控除の対象となります。

企業・団体からのご協力 SUPPORT FROM COMPANIES AND ORGANIZATIONS

パートナー

国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

寄付

アジャスト法律事務所 外国法共同事業
株式会社アップルツリーファクトリー
カトリック幼きイエス会(ニコラ・パレ)
カリタス幼稚園
宗教法人孝道山本仏殿
ゴールドマン・サックス証券株式会社
医療法人社団紺整会
株式会社システムサイト
新日本管財株式会社 互助会
学校法人 信望愛学園 周南小さき花幼稚園
真如苑
スミス・インターナショナル・ジャパン株式会社
世界宗教者平和会議日本委員会
チャリティテニスオープン2018
TMI総合法律事務所
東京チャリティカップ2018
徳山カトリック教会
株式会社トラベルデータ
株式会社BISHOP MUSIC
ブルームバーグ エル・ビー
公益財団法人 毎日新聞東京社会事業団
明治大学 MIFO
UBSグループ(UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店、UBSアセット・マネジメント株式会社)
ユーロモニター・インターナショナル
浄土宗 林海庵

プロボノ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
オリック・ヘリントン・アンド・サトリフ外国法事務弁護士事務所 オリック東京法律事務所・外国法共同事業
株式会社カラーコード
ゴールドマン・サックス証券株式会社
surmometer inc.
TMI総合法律事務所
ディーエルエイ・バイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所
デロイト トーマツ コンサルティング合同会社
パークレイズ証券株式会社
ビルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ビットマン法律事務所(外国法共同事業)
フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所(外国法共同事業)
ホーガン・ロヴェルズ法律事務所 外国法共同事業
ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業
ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所・ホワイト&ケース法律事務所(外国法共同事業)
ホワイトノート株式会社
モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所 伊藤 見富法律事務所(外国法共同事業事務所)
森・濱田松本法律事務所
株式会社LIFE.14
ロース&グレー外国法事務弁護士事務所
早稲田リーガルcommons法律事務所

物品・サービス協力等

花王株式会社
国際協力人材育成プログラム(明治大学・立教大学・国際大学)
Sansan株式会社
セカンドハーベスト・ジャパン
合資会社大家族
株式会社PR TIMES
株式会社ファーストリテイリング
未日聖徒イエス・キリスト教会
株式会社レアールパスコペーカーズ

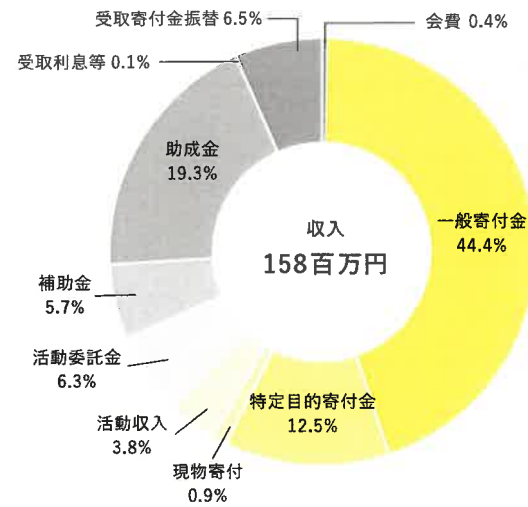
助成・委託等

独立行政法人国際協力機構
(株式会社日本開発サービスとの合併で受託)
独立行政法人福祉医療機構
一般財団法人 柳井正財団
立正佼成会 一食平和基金
国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)
NPO法人なんみんフォーラム(FRJ)
日本労働組合総連合会(連合)
日本国際基督教大学財団
一般社団法人日本福音ルーテル社団

※プロボノとは、ラテン語で「公共のために」という意味。専門家等が、その専門知識・能力を活かして無報酬で提供されるサービスのこと。
※紙面の都合上10万円相当以上のご支援のみ記載させていただきました。
※犬養道子基金について：これまで長年当会をご支援いただいておりますが、2018年1月に当会にて基金を引き継がせていただきました。上記一覧には、犬養道子基金にご寄付いただいた団体も含まれております。

会計 ACCOUNTING

収入の部

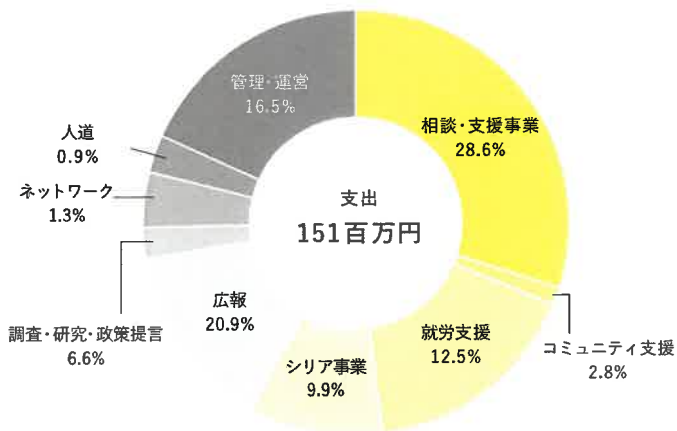


収入	単位 (円)	構成
会費	702,000	0.4%
一般寄付金	70,411,871	44.4%
特定目的寄付金	19,809,701	12.5%
現物寄付	1,503,927	0.9%
活動収入	5,950,183	3.8%
活動委託金	9,969,872	6.3%
補助金	9,063,718	5.7%
助成金	30,665,000	19.3%
受取利息等	182,290	0.1%
受取寄付金振替*	10,229,900	6.5%
合計	158,488,462	100%

※ 指定正味財産からの振替

上記は一般正味財産です。加えて、故犬養道子様より2017年度に8,000万円の遺贈をいただき、指定正味財産としています。

支出の部



支出	単位 (円)	構成
相談・支援事業	43,371,429	28.6%
コミュニティ支援	4,204,525	2.8%
就労支援	18,927,740	12.5%
シリア事業	15,052,212	9.9%
広報	31,740,028	20.9%
調査・研究・政策提言	10,010,736	6.6%
ネットワーク	1,969,057	1.3%
人道	1,362,512	0.9%
管理・運営	24,959,130	16.5%
合計	151,597,369	100%

- 相談・支援事業: 事務所や外部における難民への情報提供や困窮した難民への生活費の支給
- コミュニティ支援: 難民とコミュニティの社会統合への支援
- 就労支援: 難民への職業紹介及び就労を容易にするための支援
- シリア事業: シリア難民の受け入れ事業
- 広報: 難民支援に関する機関誌の発行並びに講演会、報告会及び文化事業等を通じての広報
- 調査・研究・政策提言: 難民保護に関する調査、研究及び政策提言
- ネットワーク: 関連機関との難民保護及びプロテクションに関する経緯交流と事業実態における協力
- 人道: 国内外におけるプロテクションの分野を中心とした人道支援
- 管理・運営: 事務所維持等の運営費

[独立監査人の監査報告書抜粋]

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る機関の収支、正味財産増減及び財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
※2018年度の活動計算書、貸借対照表および財産目録等

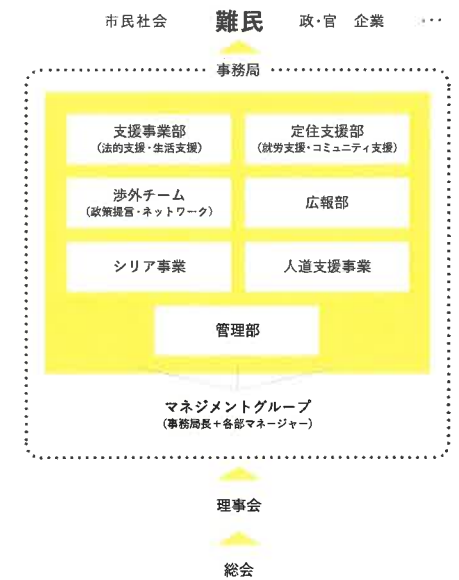
2019年8月29日
監査法人 M M P G エー マ ッ ク
代表社員 公認会計士 戎井重樹
業務執行社員

団体概要 ORGANIZATION OVERVIEW

2019年9月末現在

正式名称 特定非営利活動法人難民支援協会
英語名 Japan Association for Refugees
所在地 〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-2 TASビル4階
代表理事 石川 えり
設立 1999年7月17日
法人格取得 1999年11月16日
認定NPO法人取得 2014年12月18日(東京都) 初回は2008年5月1日に国税庁より認定
事務局スタッフ 26名(非専従職員を含む) 産育休中のスタッフは除く

組織図



役員一覧 (五十音順)

代表理事	石川 えり	難民支援協会事務局員
副代表理事	中村 義幸	大学教員
	藤本 俊明	大学教員
理事	井内 摂男	会社役員
	石井 宏明	難民支援協会事務局員
	大江 修子	弁護士
	柴崎 敏男	会社顧問
	関 聡介	弁護士
	滝本 哲也	団体職員
	筒井 志保	団体職員
	新島 彩子	難民支援協会事務局員
	畠 健太郎	団体職員
	吉山 昌	難民支援協会事務局員
監事	野村 彰男	団体役員
	渡邊 賢	弁護士
顧問	新垣 修	大学教員
	市川 正司	弁護士
	鈴木 雅子	弁護士
	永峰 好美	ジャーナリスト
	森 恭子	大学教員、社会福祉士
	森谷 康文	大学教員、精神保健福祉士

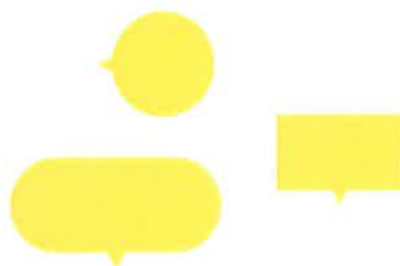
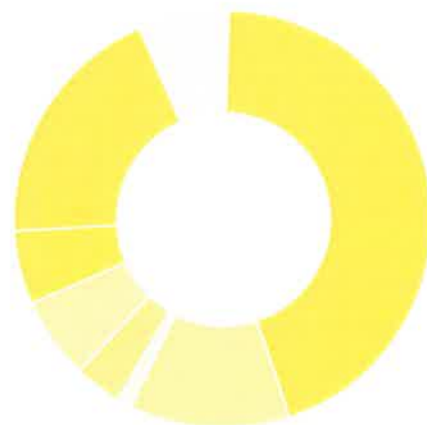
参加しているネットワーク

- ・Asia Pacific Refugee Rights Network (APRRN)
- ・International Detention Coalition (IDC)
- ・NGO安全管理イニシアティブ(JaNISS)
- ・NPO法人国際協力NGOセンター (JANIC)
- ・NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
- ・支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク(J-QAN)
- ・Japan Forum for UNHCR and NGOs (J-FUN)
- ・ジャパン・プラットフォーム(JPF)
- ・新宿区多文化共生連絡会
- ・防災・減災日本CSOネットワーク(JCC-DRR)
- ・NPO法人なんみんフォーラム (FRJ)
- ・NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)
- ・東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議

※難民支援協会は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) のパートナーです。また、国連経済社会理事会 (ECOSOC) から、特別協議資格団体 (Special Consultative Status) として認められています。

受賞歴 (抜粋)

2006年 1月	第20回東京弁護士会人権賞 (東京弁護士会)
2009年 8月	第21回毎日国際交流賞 (毎日新聞社)
2013年 1月	2012年度地球市民賞 (国際交流基金)
2013年12月	エクセレントNPO大賞 (「エクセレントNPO」をめざそう市民会議)
2016年10月	第8回沖縄平和賞 (沖縄県)
2019年 7月	第52回社会貢献者表彰 (社会貢献支援財団)



認定NPO法人 Japan Association for Refugees
難民支援協会

TEL : 03-5379-6001 MAIL : info@refugee.or.jp

難民専用フリーダイヤル : 0120-477-472

www.refugee.or.jp

